

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する

修正案要綱

第一 厚生年金基金制度の廃止

政府は、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

（附則第二条第一項関係）

第二 その他

- 一 第一は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定を整理すること。